

(例規 2 3)

陸幕総第 2 7 8 号
5 0 . 3 . 2 5

改正 昭和53年 1 月 13 日 陸幕監理第 3 号 昭和54年 1 月 26 日 陸幕補第 4 4 号
平成19年 1 月 9 日 陸幕法第 1 号 平成19年 3 月 28 日 陸幕法第 6 1 号
平成21年 2 月 3 日 陸幕法第 10 号 平成30年 3 月 14 日 陸幕法第 10 4 号
令和 2 年 7 月 30 日 陸幕総第 9 1 9 号 令和 5 年 6 月 30 日 陸幕募援第 1 2 2 号

陸上総隊司令官
各方面總監
各部隊長 殿
各機関の長

陸上幕僚長
(公印省略)

帰郷広報について (通達)
(募援定第 2 4 9 号)

標記について、下記により実施されたい。
なお、陸幕総第 1 8 4 号 (4 9 . 3 . 5) は廃止する。

記

1 目的

この通達は、陸上自衛隊 (自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。) における帰郷広報について必要な事項を定め、広報の推進及び隊員の士気の高揚を図ることを目的とする。

2 実施要領

(1) 帰郷広報実施隊員及び実施基準

ア 帰郷広報実施隊員

帰郷広報を実施する隊員 (以下「帰郷広報実施隊員」という。) とは、防経会第 5 3 号 (1 9 . 1 . 4) 「防衛省所管旅費取扱規則の運用について (通達)」別紙 (第 2 0 条関係) 第 1 0 項第 1 号から第 3 号までに規定する場合における営内陸曹等をいう。

イ 実施基準

アに規定する営内陸曹等のうち、部隊配置された者から選考し実施する。ただし、一人の者が複数回実施する場合においては、原則として前回の実施から 2 年以上経過した場合に限る。

(2) 実施時期

陸上総隊司令官等 (陸上総隊司令官、各方面總監、各部隊長、各機関の長をいう。以下同じ。) の計画による。

(3) 発令権者等及び発令

ア 発令権者等

(ア) 発令権者は、陸上自衛隊旅費取扱規則（陸上自衛隊達第16-7号（19. 1. 9））別紙付紙第1に定める旅行命令権者とする。

(イ) 発令権者は、実施計画を作成し関係会計隊長等と調整する。

イ 発令

発令は個別命令によるものとし、当該命令に係る記載要領は別紙第1に定めるところによる。

(4) 経費の示達及び旅費の計算

ア 帰郷広報旅費支弁とし、別途示達する。

イ 鉄道賃及び船賃の支給については、防衛省所管旅費取扱規則（平成18年防衛庁訓令第109号。以下「規則」という。）第11条の規定を準用する。

ウ 航空賃の支給については、規則第12条の規定及び陸幕会第192号（令和2年2月28日）「内国旅行における航空賃の支給要領について（通達）」第2項の規定による。

エ 民間航空機の利用者は必ず領収書を帰隊後旅費担当者に提出しなければならない。

3 実施上の細部事項

(1) 帰郷広報実施隊員の行動概要等に係る記載要領は、別紙第2に定めるところによる。

(2) 年次休暇の期間は、帰郷先到着日の翌々日から帰隊のための帰郷先出発の前々日までとし、約5日間を基準とする。

(3) 帰郷広報実施隊員に対しては個別命令の写しを交付するとともに、休暇証及び広報パンフレット（自衛隊広報資料、自衛官募集関係資料、北海道・沖縄案内等をいう。）を携行させるものとする。

(4) 陸上総隊司令官等は、帰郷広報実施隊員の帰郷を証明する資料、当該隊員に係る名簿の作成等について必要な事項を定める。

(5) 帰郷広報を実施させる発令権者は、当該隊員の帰郷先を担当する自衛隊地方協力本部長に対し、実施日7日前までに当該隊員の帰郷広報予定及び実施に関する事項を別紙第3に定めるところにより通知するものとする。

(6) 前号の通知を受けた自衛隊地方協力本部長は、当該隊員の帰郷広報を募集広報活動に活用するよう努めるとともに、帰郷広報後、速やかに当該隊員の実施結果を別紙第3に定めるところにより記入し、当該帰郷広報を実施させる発令権者に通知するものとする。

4 実施成果報告

陸上総隊司令官等は、各四半期終了後20日以内に別紙第4の様式に基づき順序を経て陸上幕僚長宛てに報告するものとする。

関連文書：防経会第53号（19. 1. 4）

防衛庁訓令第109号（18. 12. 26）

陸幕会第192号（令和2年2月28日）

添付書類：別紙第1～別紙第4

〇〇普通科連隊第〇号
令和〇年〇月〇日

帰郷広報に関する第〇〇普通科連隊個別命令

- 1 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間及び令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間〇〇県〇〇市において帰郷広報を実施せよ

(第 〇 中 隊) 3 等陸曹 〇 〇 〇 〇

- 2 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間及び令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間〇〇県〇〇郡〇〇町において帰郷広報を実施せよ

(第 〇 中 隊) 陸 士 長 〇 〇 〇 〇

第〇普通科連隊長 1 等陸佐 〇 〇 〇 〇
(公 印 省 略)

- (1) 宛 先
(2) 配布区分
(3) 伝達方法

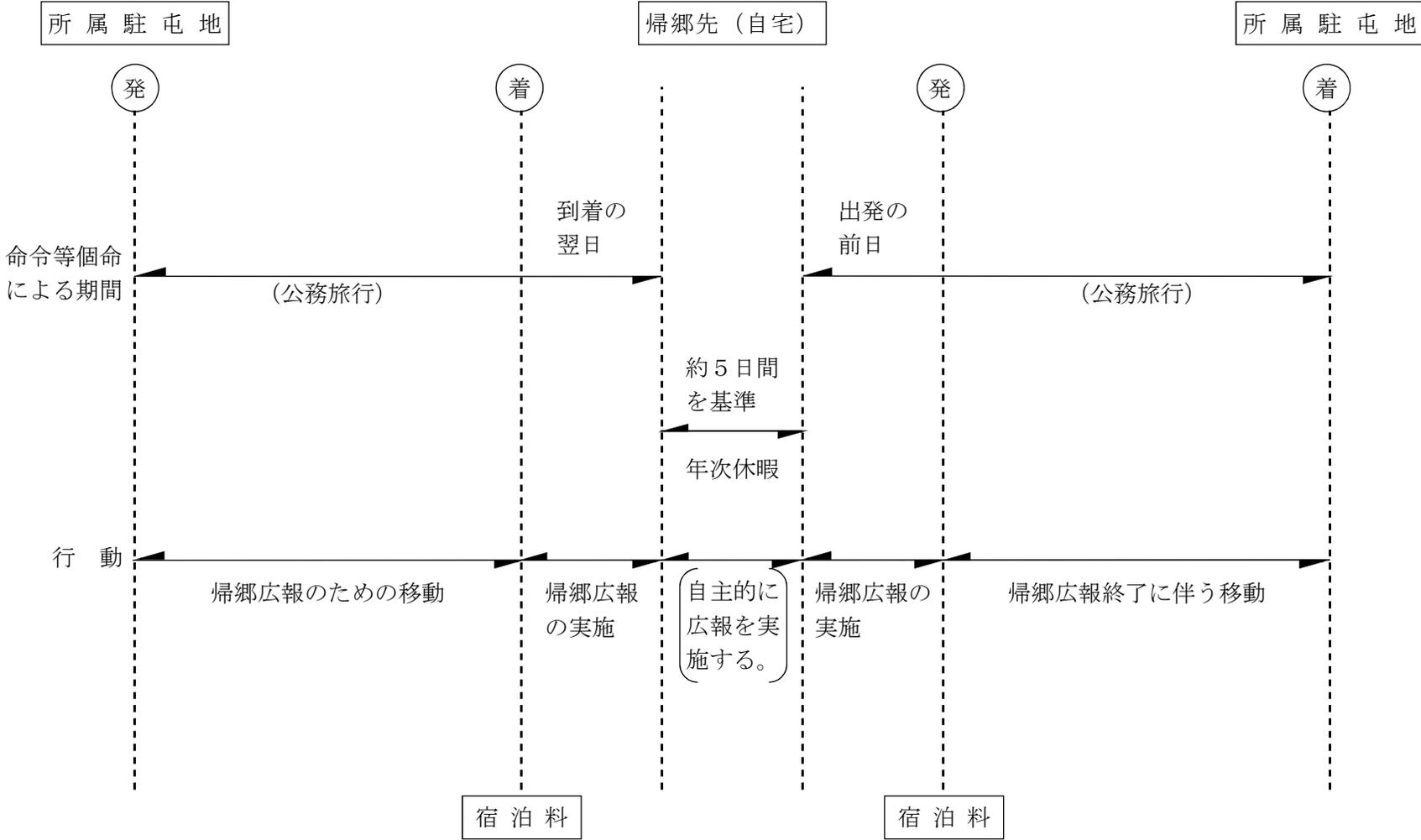
文書管理者：

保存期間：〇年（〇. 3. 31 まで保存）

注 1 帰郷広報の実施期間には、当該広報のための移動に要する日数を含む。

注 2 上述のように帰郷広報の実施期間が 2 回となる場合には、当該両期間の間の期間に、年次休暇等を取得することができる。

帰郷広報実施隊員の行動概要等



帰郷広報予定・実施表（基準）

連番	所属部隊	階級	氏名	行動予定		実施結果	備考
				帰郷期間	募集広報活動		
1	第5高射特科中隊	士長	山田 太郎	8/11～8/15	8/11 母校訪問 8/13 事務所支援	8/11 ○○高校訪問 (0900-1000) ・校長先生と進路相談担当 に表敬 ・後輩〇名と懇談 8/13 ○○事務所支援 ・ポスターの掲示 ・〇〇駅前でチラシ配布	○○高校出身 (R2.3卒)
2							

注 記載要領：備考には、出身校、部活動など自衛隊地方協力本部の広報活動に資する情報を記載

実 施 成 果 報 告

実施部隊等名

方面別	帰郷先	月別	月		月		月		合 計	
		区分	人員	金 額	人員	金 額	人員	金 額	人員	金 額
NA	札 幌									
	函 館									
	旭 川									
	帯 広									
	小 計									
NEA	青 森									
	岩 手									
MA										
	小 計									
WA	福 岡									
	佐 賀									
	長 崎									
	大 分									
	熊 本									
	宮 崎									
	鹿 児 島									
	沖 縄									
	小 計									
合 計										
備 考										

記載要領： 帰郷広報実施結果に基づく隊員及び家族等の希望事項並びにその他参考事項を備考欄に記入するものとする。